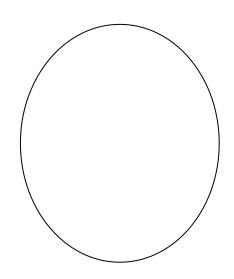
# 第2次 加東市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(案)

平成年月加東市

ごあいさつ



### 目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の目的	2
2. 定義	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2
5. 計画策定の背景	3
第2章 本市のDVを取り巻く現状	8
1. 本市のDV相談の状況	9
2. 第1次計画の取組	11
3. 市民のDVに関する意識と実態	14
4. 高校生のデートDVに対する意識と実態	24
第3章 施策の基本的な考え方	29
1. DV対策計画の基本的な考え方	30
第4章 具体的施策	34
基本課題 I 相談体制の充実	35
1. 相談窓口体制の周知と充実	35
2. 相談員等の資質向上	37
基本課題Ⅱ 被害者の安全確保	38
1. 緊急時における安全確保	38
2. 被害者の情報の保護	39
3. 保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援	40
基本課題Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援	41
1. 被害者の自立に向けた支援	41
2. 被害者の子どもへの支援	42
基本課題IV DVを許さない意識づくりの推進	44
1. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発	44
2. 子ども・若者に対するデートDV防止の教育・啓発	45
3. DVに関する調査研究	46
基本課題V 支援体制の充実	47
1. 庁内支援体制の整備	47
2. 関係機関との支援体制の強化	48
3. 支援を担う人材の育成	49
第5章 計画の推進	50
1. 市の推進体制	51
2. 国・県等関係機関との連携の推進	51
3. DV防止と被害者支援の充実に向けた調査研究	51

資	料編	ā	52
	1.	関連法令	53
	2.	加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会設置要綱	63
	3.	加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会名簿	64
	4.	第2次加東市配偶者等暴力(DV)対策基本計画策定経過	65
	5.	用語解説	66

※説明が必要な言葉には「\*(番号)」を付けています。資料編に用語解説を掲載しておりますので、ご参照ください。用語解説は、あいうえお順に掲載しています。

第1章 計画策定の趣旨

#### 1. 計画策定の目的

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス\*<sup>14</sup>。以下、DVという。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVは外部からその発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも当事者が被害者または加害者であることの意識が薄い傾向にあります。このため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、子どもの目の前で行われるDVは子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待\*\*となる行為です。

さらに、交際相手からの暴力、いわゆるデートD $V^{*13}$ も許されない行為です。特に若年層ではSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス $^{*11}$ )の急速な広がり等により、被害の形態も多様化しています。

DV被害者(以下、被害者という。)の多くは女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等があると言われています。男女が社会のパートナーとして様々な分野で活躍する男女共同参画を実現するためには、市民一人ひとりがDVは誰にでも起こりうる問題であるという認識を持ち、DVを容認しない社会環境づくりが求められています。

本市では、2014 (平成 26) 年に「加東市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、D V対策の体系的かつ計画的な推進を図ってきました。本計画は、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、新たに配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画として策定するものです。

#### 2. 定義

本計画における「DV」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律\*16」(以下、DV防止法という。)に規定する配偶者(事実婚、元配偶者も含む)からの暴力、また、生活の本拠を共にする交際相手(元交際相手も含む)からの暴力に加え、生活の本拠を共にしていない交際相手(元交際相手も含む)からの暴力も対象としています。

#### 3. 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく計画であり、国が示す基本方針に即し、かつ、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」を勘案し、本市においてDV対策に取り組むための指針とするものです。

#### 4. 計画の期間

本計画の期間は、2019(平成31)年度から2022(平成34)年度までの4年間とします。ただし、関連法の改正や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

# 5. 計画策定の背景

#### (1) DV対策に関する社会的背景及び社会的潮流

DV対策は、2001 (平成 13) 年にDV防止法が制定され、2004 (平成 16) 年の同法改正を踏まえて策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(以下、基本方針という。)に基づいて、順次都道府県において基本計画が策定されてきました。その後、2007 (平成 19) 年の同法改正では、市町村においても基本計画の策定が努力義務に位置付けられ、地域に根ざしたきめ細かな支援の実施が図られるよう進められてきました。そして同法は、2013 (平成 25) 年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても法の適用対象とする内容へと改正されました。このように、3度の法改正を経て、暴力の定義や保護の対象が拡大し、国や県、市町村において配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護等に関する取組が積極的に展開されています。

しかし、2017 (平成 29) 年度に内閣府が全国の男女 5,000 人を対象に行った「男女間における暴力に関する調査」では配偶者からの暴力の被害経験者は全体では 26.1%となっており、性別ごとに算出すると女性は 31.3%、男性は 19.9%が被害を受けたことがあると回答しています。また、配偶者からの暴力を受けたことがあるという人のうち、命の危険を感じたことがあるという人は全体では 10.9%となっており、性別ごとに算出すると女性では 15.0%、男性では 3.1%となっています。そして、配偶者からの暴力を受けたことがあるという人の 21.4%が子どもへの被害があったと回答しています。

また、同調査では交際相手からの暴力の被害経験者は全体では16.7%となっており、性別ごとに算出すると女性は21.4%、男性は11.5%となっています。交際相手からの暴力により命の危険を感じたことがあるという人は全体では18.3%となっており、性別ごとに算出すると女性では21.3%、男性では12.1%となっています。さらに、交際相手からの暴力については、命の危険を感じた人が、配偶者からの暴力に比べ男女ともにより多くなっています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。しかし、前述のように、内閣府の調査では依然として多くの人が配偶者等から暴力を受けた経験があることが明らかとなっており、子どももその被害者となっています。また、近年は若年層の男女間における暴力(デートDV)も顕著であり、年齢や婚姻関係にかかわらず、全ての人を対象にあらゆる暴力の根絶に向けてより一層の取組が必要となっています。加えて、近年はストーカー行為やSNS等を利用した被害も深刻化しており、実態把握と多様化する暴力の実態を踏まえた対応策の検討がより重要性を増しています。被害者が複合的に困難な状況にある場合、その特性に応じたきめ細かな支援が必要となることから、今後のDV対策と被害者支援においてはより多角的な視点を持って臨む必要があります。

#### (2) 国の動き

国においては、前述のとおりDV防止法の制定、2004(平成16)年の法改正、また同年に基本方針を示して都道府県に基本計画の策定を義務づけ、2007(平成19)年の法改正において、保護命令制度\*20がさらに拡充し、市町村には基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター\*17の機能整備を努力義務とすることを位置付けました。

さらに、2013 (平成25) 年の法改正において、この法律で保護される対象者が拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力 (元交際相手も含む) についても配偶者からの暴力 に準ずる行為として適用することにしました。このように、配偶者等からの暴力が犯罪行為 をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、DV防止法の3度にわたる改正を経て、被害者の保護と自立支援体制の整備が図られてきました。

しかし一方では、警察や配偶者暴力相談支援センターへのDV相談は依然として多く、近年では交際相手からの暴力等による被害を受ける者の低年齢化が懸念されるなど、深刻な状況となり、2014 (平成26)年には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)\*3」を施行しました。また、2017 (平成29)年に改正法が全面施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)\*7」では、規制対象行為の拡大や、警告を経ずに禁止命令が行えること、ストーカー行為罪の非親告罪化(被害者からの告訴がなくても起訴ができること)等、被害者への危害を防止し、安全安心の確保に努めることに重点が置かれるようになりました。さらに同年には刑法を改正し、強姦罪の名称を強制性交等罪に変更、被害者の性別規定の廃止、親告罪規定の削除等性犯罪を厳罰化しています。

#### 図表 国の動き

年	国の動き
1999	
(平成 11) 年	
2000	 │「男女共同参画基本計画
(平成 12) 年	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」策定
X 1 774 1 - 7	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防
2001 (平成 13) 年	止法)」施行 ・配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制
	を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律
2002	「配偶者暴力相談支援センターに関する規定」施行
(平成 14) 年	・都道府県の適切な施設が配偶者暴力相談支援センターとしての 機能を果たすようにすることを規定
	DV防止法改正
	・DVの定義を精神的暴力を含むものに拡大
2004	・離婚後・婚姻取消後に引き続き受ける身体に対する暴力を対象
(平成 16) 年	に追加
(1,7,4,1,7,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関す
	る基本的な方針」(都道府県による基本計画の策定が義務付けら
0005	れた)を示す (なった)・な中
2005	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
(平成 17) 年	ロンけんされて
	│DV防止法改正 │ ・生命又は身体を加害する脅迫を受けた被害者を保護命令の申立
2007	・主命スは牙体を加吾する肯坦を受けた被告者を保護の予め中立   の対象に追加
(平成 19) 年	│ ・市町村へ基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの機能
	整備を努力義務に位置付ける
2010	「第3次男女共同参画基本計画」策定
(平成 22) 年	
	DV防止法改正
	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から
2013	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
(平成 25) 年	へ名称変更
(十)% 23) <del>年</del>	・生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類す
	る共同生活を営んでいないものを除く)をする関係にある相手
	からの暴力についても法律を準用することを追加
2014	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベン
(平成 26) 年	ジポルノ防止法)」 <mark>施行</mark>
2015	「第4次男女共同参画基本計画」策定
(平成 27) 年	
	「改正ストーカー規制法」全面施行
0017	・警察がストーカー加害者に警告なく禁止命令の発令が可能にな
2017	る性犯罪に関する改正刑法が施行 
(平成 29) 年	・「強姦罪」が「強制性交罪」へ名称変更
	・被害者の性別規定の廃止
	・「親告罪」の規定が削除され、告訴がなくても起訴が可能となる

#### (3) 兵庫県の動き

兵庫県においては、2006 (平成 18) 年に、DV対策にかかる施策を総合的・計画的に推進するため、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」が策定されました。

その後、2009 (平成 21) 年4月からの第2期計画を経て、2014 (平成 26) 年4月には計画名称を「兵庫県DV防止・被害者保護計画」に改め第3期計画をスタートさせています。第3期計画では、施策の基本的方向に「DV防止に向けた啓発・教育の推進」、「市町のDV対策の促進」、「相談体制の充実」、「緊急時の安全確保」、「自立支援の推進」、「専門人材の育成と関係機関との連携強化等」の6つを掲げ、配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指して積極的な取組が推進されています。

図表 県の動き

四次 示の到こ					
年	県の動き				
2001	「兵庫県男女共同参画計画ーひょうご男女共同参画プラン 21-」策定				
(平成 13) 年					
2006 (平成 18) 年	「兵庫県男女共同参画計画ーひょうご男女共同参画プラン 21-後期実施計画」策定 「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 ・被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活 基盤を回復できるよう支援することを基本とする ・被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護、自立支援、支援対				
2009	戦の整備を柱とする 「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」(第2期計画) 策定				
(平成 21) 年	・DV防止法の改訂伴い改訂 ・第2期計画の数値目標は概ね達成				
2010	「大学生向けデートDV防止啓発パンフレット」作成				
(平成 22) 年					
2011	「兵庫県男女共同参画計画ー新ひょうご男女共同参画プラン 21-後期				
(平成 23) 年	実施計画」策定				
2014 (平成 26) 年	「兵庫県DV防止・被害者保護計画」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」の第3期計画として 策定し、計画名称が変更された ・市町との連携を行いながらDV対策を推進する				
2016	「ひょうご男女いきいきプラン 2020 (第3次兵庫県男女共同参画計				
(平成 28) 年	画)」の策定				

#### (4) 本市の動き

本市においては、2009(平成21)年4月に「加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女 共同参画を推進していくための4つの基本目標のひとつである「人権尊重と男女共同参画の 意識づくり」に向けて、女性のための相談の実施、若年層へのデートDV防止授業等に取り 組んできました。

その後、2014 (平成 26) 年4月に「加東市配偶者等暴力 (DV) 対策基本計画」を策定し、本市のDV被害の現状や課題を踏まえ、暴力を許さない社会づくりやDV防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関と連携し被害者の安全確保や自立に向けた支援等、被害者の視点に立った切れ目のない支援を実施してきました。

また、2017(平成29)年4月に「加東市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、被害者の身近な相談窓口を明確化し、相談体制の充実を図っています。

本計画は、これまでのDV防止に関する取組を一層推し進め、DVの根絶と被害者の自立支援に向けた施策の充実を図るため、新たに「第2次加東市配偶者等暴力(DV)対策基本計画」として策定するものです。

図表 本市の動き

年	本市の動き					
2009	「加東市男女共同参画プラン」策定					
(平成 21) 年	・女性のための相談を実施					
	・若年層へのデートDV防止授業等に取り組む					
2014	「加東市配偶者等暴力(DV)対策基本計画」策定					
2014 (平成 26)年	・DV防止に向けた啓発を推進					
	・被害者の視点に立った切れ目のない支援を実施					
2017	「加東市配偶者暴力相談支援センター」開設					
(平成 29) 年	・相談体制を充実					

第2章 本市のDVを取り巻く現状

## 1. 本市のDV相談の状況

#### (1) 相談件数の推移

本市における相談延件数は、2013 (平成 25) 年度から 2014 (平成 26) 年度にかけて減少傾向にありましたが、2015 (平成 27) 年度以降は増加し、2017 (平成 29) 年度は相談延件数 197 件となっています。

兵庫県の市・町における相談延件数は 2013 (平成 25) 年度から 2015 (平成 27) 年度にかけて増加していましたが、2016 (平成 28) 年度は 12,970 件となっており、2015 (平成 27) 年度 (13,268 件) から 298 件減少しています。

兵庫県関係機関における相談件数は 2013 (平成 25) 年度から 2015 (平成 27) 年度まで減 少傾向にありましたが、2016 (平成 28) 年度から再び増加し、2017 (平成 29) 年度は 2,596 件となっています。

配偶者暴力支援センターにおける相談件数は、全国では2013(平成25)年度から2015(平成27)年度にかけて増加していましたが、2017(平成29)年度は106,110件となっており、最も件数が多かった2015(平成27)年度(111,172件)から5,062件減少しています。

警察における配偶者等からの暴力相談件数(警察庁)は年々増加傾向にあり、兵庫県警察本部における相談件数も年々増加傾向にあります。

#### 図表 DV相談件数の推移

(件)

		2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
		年度	年度	年度	年度	年度
加東市	相談延件数	87	72	102	149	197
兵庫県	市・町における 相談延件数	11, 687	12, 995	13, 268	12, 970	12, 812
兵庫県関係機関における 相談件数(※1)		2, 424	2, 231	1, 924	2, 115	2, 596
配偶者暴力 支援 センターにおける相談件数	全国	99, 961	102, 963	111, 172	106, 367	106, 110
警察における配偶者等	兵庫県警察本部	2, 113	2, 535	2, 736	3, 010	3, 380
からの暴力 相談 件数 (※2)	警察庁(※3)	49, 533	59, 072	63, 141	69, 908	72, 455

<sup>(※1)</sup> 兵庫県関係機関とは、<mark>兵庫県女性家庭センター\*19</mark>、兵庫県立男女共同参画センター、兵庫県 こども家庭センター\*2等

資料:兵庫県「平成 29 年度県下におけるDV相談等の状況について」、兵庫県警「ストーカー・DV白書」、警察庁「平成 29 年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」、内閣府男女共同参画局

<sup>(※2)</sup>警察における件数は各年中

<sup>(※3) 2014 (</sup>平成26) 年以降新たに「生活の本拠を共にする交際関係」が追加されている。

#### (2) 一時保護・保護命令の状況

一時保護\*1件数の推移をみると、本市では1件または2件で推移しており、概ね横ばいです。兵庫県では2013(平成25)年度以降減少傾向にあり、2017(平成29)年度は136件となっています。

図表 一時保護件数の推移

(件)

	2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度
加東市	1	2	0	1	2
兵庫県	204	194	174	145	136

資料:兵庫県「平成29年度県下におけるDV相談等の状況について」

保護命令件数の推移をみると、本市では 2015 (平成 27) 年度と 2017 (平成 29) 年度に 1件となっています。兵庫県では、2014 (平成 26) 年度の 123 件をピークに 2016 (平成 28) 年度まで減少傾向にありましたが、2017 (平成 29) 年度は再び増加し、109件となっています。

#### 図表 保護命令件数の推移

(件)

	2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度
加東市	0	0	1	0	1
兵庫県	105	123	110	102	109

※兵庫県の数値は、兵庫県警に通知があったものであり、各年中の件数を示している。

資料:兵庫県警「ストーカー・DV白書」

# 2. 第1次計画の取組

#### 基本課題(1) 相談体制の充実

#### 【取組概要】

#### ①相談窓口体制の整備・拡充

- ・専門の相談員による「女性のための相談窓口」を設置し、女性が抱える様々な悩みの相談事業を実施しました。
- ・2017 (平成 29) 年4月に加東市配偶者暴力相談支援センターを開設し、被害者への相談・ 支援を行いました。

#### ②相談員等の資質の向上

・DV相談に従事する職員が各種研修会に参加し、迅速かつ適正な支援及び二次的被害\*<sup>15</sup> の防止等の実務能力の向上を図りました。

図表 研修参加回数
-----------

	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	(平成 24)	(平成 25)	(平成26)	(平成 27)	(平成 28)	(平成 29)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度
研修参加回数	7	6	7	10	9	8

#### 基本課題(2) 被害者の安全な保護と自立支援

#### 【取組概要】

#### ①緊急時における安全確保

・被害者からの緊急な相談に対し、警察や兵庫県配偶者暴力相談支援センター等との連携 を密にし、一時保護までの被害者自身と子ども等、同伴家族の安全を確保しました。

#### ②被害者の情報の保護

・住民基本台帳閲覧等の制限の申し出があった場合、関係部署と連携して迅速かつ適切に 対応し、被害者にかかる情報の保護及び被害者の安全確保を図りました。

#### ③保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

- ・被害者に対して、保護命令制度について情報提供するとともに、保護命令申立書等の書 面作成に関するサポートを行いました。
- ・被害者が保護命令制度を裁判所に申し立てるにあたり、相談員等による裁判所への同行 支援を行いました。

#### 4)被害者の自立に向けた支援

- ・被害者の置かれた状況に応じて、生活保護法、母子及び寡婦福祉法等に定められた制度 について説明し、必要に応じた制度を利用して生活再建が図れるよう支援しました。
- ・離婚や親権等、司法手続きに関する相談機関についての情報を提供しました。

#### ⑤被害者の子どもへの支援

・被害者の子どもの就学や保育について、関係部署へ手続きのための同行支援を行いました。

#### 基本課題(3) DV防止に向けた啓発・教育の推進

#### 【取組概要】

#### ①DV防止のための市民への啓発

- ・DV被害の相談先を案内するカードを作成し、公共施設等に設置しました。
- ・市の開催するイベント等で「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルである「パープルリボン\*18」にちなんだ啓発活動を行いました。

#### ②学校における D V 防止教育の推進

・市内の3中学校の3年生を対象に、デートDV防止授業を継続して行いました。

図表 中学生等に対するデートDV防止授業の実施状況

Е	時	内容	実施校	参加者数	
2013	10月4日		滝野中学校3年生	131 名	
(平成 25) 年	10月18日	月 18 日 社中学校 3 年生			
2014	10月23日		滝野中学校3年生	136 名	
	10月10日		社中学校3年生	168 名	
(平成 26) 年	10月7日		東条中学校3年生	44 名	
2015 (平成 27)年	10月9日		滝野中学校3年生	135 名	
	10月13日	対等な関係をつくろう~デー	社中学校3年生	159 名	
	11月24日	トDVを防止するために~	東条中学校3年生	60 名	
2016 (平成 28) 年	10月14日		滝野中学校3年生	138 名	
	10月27日		社中学校3年生	146 名	
	11月11日		東条中学校3年生	55 名	
2017	11月9日		滝野中学校3年生	114 名	
2017 (平成 29) 年	11月14日		178 名		
	11月17日		東条中学校3年生	63 名	
2018 (平成 30) 年	2月4日	デートDVってなに?~デートDVに気づき、防止するには~	加東市連合PTA 研修会	25 名	

#### ③DVに関する調査研究

・DVやデートDVに関する市民意識調査と高校生意識調査を実施しました。

#### 基本課題(4) 支援体制の整備

#### 【取組概要】

#### ①庁内支援体制の整備

- ・ 庁内の関係部署と円滑な支援体制がとれるよう作成した「DV被害者支援対応マニュアル」を毎年度更新し、庁内関係部署間で被害者対応に関する知識を共有しました。
- ・DV防止ネットワーク会議を開催し、被害者支援に関わる職員への研修を行い、DV への正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について共通認識を持つ機会を設けま した。

#### ②関係機関との支援体制の強化

・被害者やその子どもの安全確保のために<mark>兵庫県女性家庭センター、</mark>兵庫県中央こども 家庭センター、警察等と連絡や調整を密に行い、一時保護等を実施しました。

#### ③支援を担う人材の育成

・被害者支援に携わる相談員等に対して、研修に参加する機会をつくり、実務能力の向上を図りました。

### 3. 市民のDVに関する意識と実態

#### (1) 意識調査の実施概要

DVに関する市民の意識と実態を把握し、本計画の策定と今後の施策推進に役立てることを目的に、2017(平成29)年度に「DVに関する市民意識調査」を実施しました。

#### 図表 調査概要

調査の種類	市民意識調査					
調査対象	2017 (平成 29) 年 4 月 1 日現在、市内に居住する 18 歳以上の市民					
対象者数	4,000 人					
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出					
調査方法	〈配布〉郵送、〈回収〉郵送またはインターネットによる方法を回答者が選択					
調査期間	2017 (平成 29) 年 8 月 23 日 (水) ~2017 (平成 29) 年 9 月 15 日 (金)					

#### 図表 回収状況

調査の種類	市民意識調査
発送数	4,000 票
回収数	1, 490 票
無効票	0 票
有効回答数	1, 490 票
有効回答率	37. 3%

#### 図表 調査内容

#### 市民意識調査

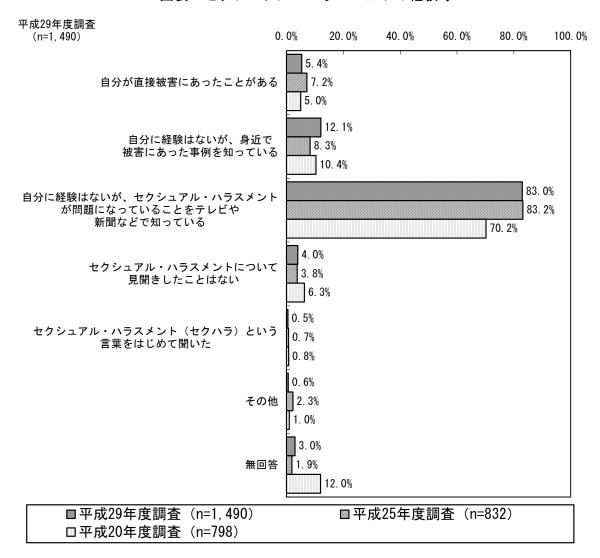
- ●子どもに対する虐待の経験等
- ●高齢者に対する虐待の経験等
- ●セクシュアル・ハラスメント\*10 の経験等
- ●セクシュアル・ハラスメントの被害を受けたときの対応
- ●「DV(ドメスティック・バイオレンス)」の認知度
- ●デートDVの認知度
- ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の認知度
- ●「配偶者暴力相談支援センター」の認知度
- ●暴力にあたると思う行為
- ●配偶者や交際相手から暴力を受けた経験
- ●保護者間の暴力行為を子どもは知っているか
- ●配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談相手
- ●配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由
- ●配偶者や交際相手から最初に暴力を受けたときの対応とその理由
- ●配偶者や交際相手との間における暴力を防止するために必要なこと

#### (2) 意識調査の主な概要

#### ①セクシュアル・ハラスメントの経験等

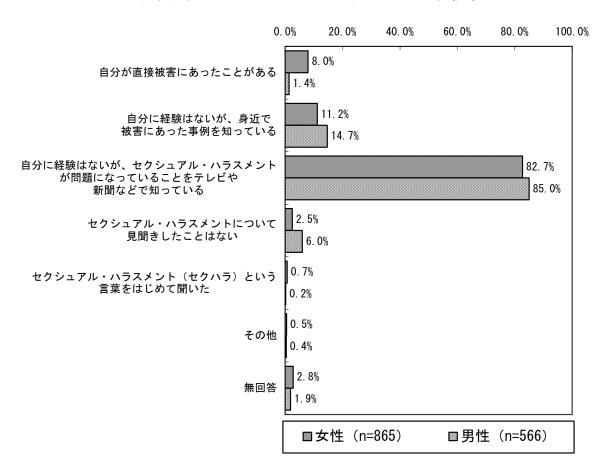
セクシュアル・ハラスメントの経験等を尋ねたところ、「自分が直接被害にあったことがある」は 5.4%となっています。2013 (平成 25) 年度調査と比べると、1.8 ポイント減少しています。

図表 セクシュアル・ハラスメントの経験等



性別でみると、「自分が直接被害にあったことがある」男性は 1.4%ですが、女性は 8.0% と男性を大きく上回っています。一方、男性は女性と比べて「自分に経験はないが、身近で被害にあった事例を知っている」がやや多くなっています。

図表 性別 セクシュアル・ハラスメントの経験等



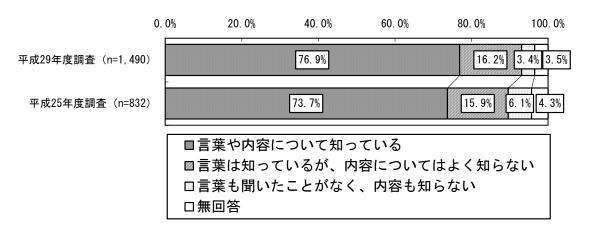
男性もセクシュアル・ハラスメントの経験がありますが、女性のほうが多く約1割の人がセクシュアル・ハラスメントの経験があると回答しています。

#### ②「DV(ドメスティック・バイオレンス)」「デートDV」の認知状況

#### ア. 「DV(ドメスティック・バイオレンス)」の認知状況

「DV (ドメスティック・バイオレンス)」の認知状況については、「言葉や内容について知っている」が 76.9% となっています。

図表 「DV(ドメスティック・バイオレンス)」の認知状況



「DV」の認知度(内容まで知っている人)は増加しています。

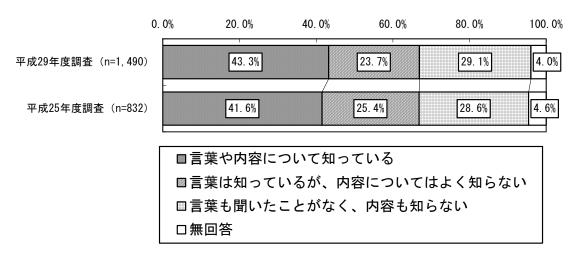
#### 国調査との比較

内閣府の世論調査(2014(平成26)年度)では、「配偶者などからの暴力(DV)」という言葉を見たり聞いたりしたことがあるという人は82.1%となっています。質問形式が異なるため比較はできませんが、本市では「言葉や内容について知っている」と「言葉は知っているが、内容については良く知らない」を合わせると93.1%の人に言葉の認知があり、「DV」という言葉が市民に浸透している様子がうかがえます。

#### イ. 「デートDV」の認知状況

デートDVの認知状況については、「言葉や内容について知っている」が 43.3%となっています。

図表 「デートDV」の認知状況



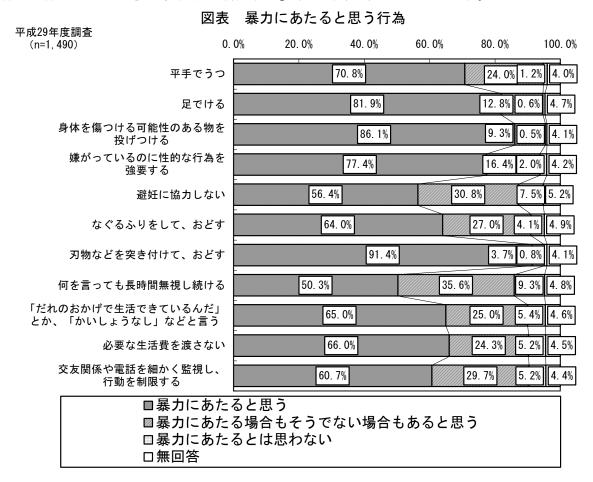
「デート DV」の認知度(内容まで知っている人)は増加していますが、内容まで知っている人は半数に満たない状況となっています。

#### 国調査との比較

内閣府の世論調査(2014(平成26)年度)では、「交際相手からの暴力」(いわゆる「デートDV」)について、「言葉も、その内容も知っている」は27.4%、「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」は33.0%となっています。世論調査結果と比べると、本市の「デートDV」についての認知度が高いことがわかります。

#### ③暴力にあたると思う行為

暴力にあたると思う行為については、「暴力にあたると思う」が多い行為は順に、「刃物などを突き付けて、おどす」(91.4%)、「身体を傷つける可能性のある物を投げつける」(86.1%)、「足でける」(81.9%)等となっています。一方、「暴力にあたると思う」が少ない行為は順に、「何を言っても長時間無視し続ける」(50.3%)、「避妊に協力しない」(56.4%)、「交友関係や電話を細かく監視し、行動を制限する」(60.7%)等となっています。



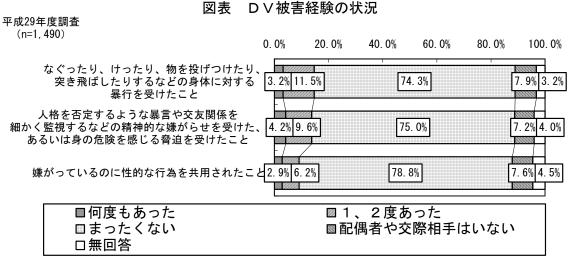
設問の行為はすべてDVにあたるものであり、ほとんどの行為について、暴力にあたると思う人が増加してはいるものの、刃物などを突き付ける、物を投げつける、蹴るといった暴力としてわかりやすい行為以外の、なぐるふり、長時間の無視、相手をおとしめる発言といった精神的暴力や必要な生活費を渡さない経済的暴力、行動を制限する社会的暴力については暴力と思う人が少なくなっています。

#### 国調査との比較

内閣府の世論調査(2014(平成26)年度)では、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が多い行為は順に、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」(94.8%)、「刃物などを突きつけて、おどす」(92.8%)、「足でける」(83.3%)等となっています。世論調査結果と同様に、本市でも身体の攻撃について暴力にあたると認識する人が多くなっています。

#### ④DV被害経験の状況

配偶者や交際相手から暴力を受けた経験については、身体的な暴力を受けたことが『ある』 (「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせた割合) は 14.7%、心理的な暴力を受けたことが『ある』は 13.8%、性的な暴力を受けたことが『ある』は 9.1%となっています。



配偶者や交際相手から暴力を受けた経験については、身体的、心理的、性的暴力いずれに おいても女性の『ある』が男性を大きく上回っています。

性・年齢別にみると、身体的な暴力については女性の 40 歳代と 50 歳代、男性の 40 歳代では『ある』が 2割以上となっています。心理的な暴力については、女性の 40 歳代では『ある』が約 3割に上っています。また、女性の 40 歳代と比べると少ないものの、男性の 40 歳代でも心理的な暴力について『ある』が約 2割となっています。

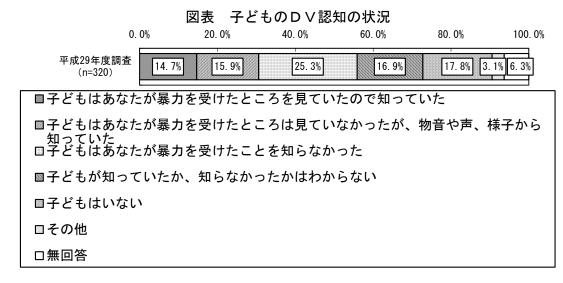
	身体的な暴力		心理的	な暴力	性的な暴力		
	何度も	1、2度	何度も	1、2度	何度も	1、2度	
	あった	あった	あった	あった	あった	あった	
女性	4. 0%	14. 1%	5. 8%	11. 6%	4. 6%	9.5%	
男性	1. 6%	8. 1%	1. 9%	7. 2%	0.4%	1. 6%	
女性·20 歳代以下(n=84)	2. 4%	9. 5%	3. 6%	6. 0%	3.6%	3.6%	
女性・30 歳代(n=100)	6. 0%	10. 0%	7. 0%	10. 0%	6.0%	9.0%	
女性・40 歳代(n=155)	4. 5%	15. 5%	12. 3%	18. 1%	3. 2%	12. 9%	
女性・50 歳代(n=134)	4. 5%	18. 7%	6. 0%	10. 4%	6.0%	11. 2%	
女性・60 歳代(n=237)	3. 8%	14. 3%	3. 4%	12. 2%	3.8%	9.3%	
女性・70 歳代以上(n=152)	3. 3%	13. 8%	3. 3%	9. 2%	5. 9%	8. 6%	
男性・20 歳代以下(n=48)	4. 2%	6. 3%	2. 1%	6. 3%	0.0%	0.0%	
男性・30 歳代(n=54)	0. 0%	5. 6%	0. 0%	13. 0%	0.0%	3. 7%	
男性・40 歳代(n=75)	4. 0%	17. 3%	5. 3%	12. 0%	1.3%	2. 7%	
男性・50 歳代(n=114)	2. 6%	5. 3%	0. 9%	5. 3%	0.0%	0. 9%	
男性・60 歳代(n=156)	0. 6%	7. 7%	3. 2%	5. 1%	0.0%	1.9%	
男性・70 歳代以上(n=118)	0. 0%	7. 6%	0. 0%	6. 8%	0.8%	0. 8%	

図表 性別、年齢別 DV被害経験の状況

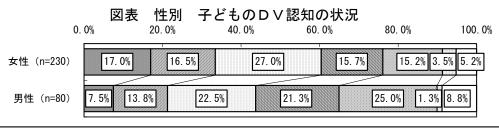
身体的な暴力や心理的な暴力は40歳代・50歳代の女性が多く受けている状況ですが、 男性の40歳代についても、40歳代・50歳代の女性と同じ程度の割合で身体的な暴力を 受けている人がいる状況となっています。

#### ⑤子どものDV認知の状況

DVの被害を受けたことがある人に、保護者間の暴力行為を子どもは知っているかを尋ねたところ、「子どもはあなたが暴力を受けたところを見ていたので知っていた」は 14.7%となっています。また、『知っていた』(「子どもはあなたが暴力を受けたところを見ていたので知っていた」と「子どもはあなたが暴力を受けたところは見ていなかったが、物音や声、様子から知っていた」を合わせた割合)は 30.6%となっています。



性別にみると、女性は男性と比べて『知っていた』が多くなっています。



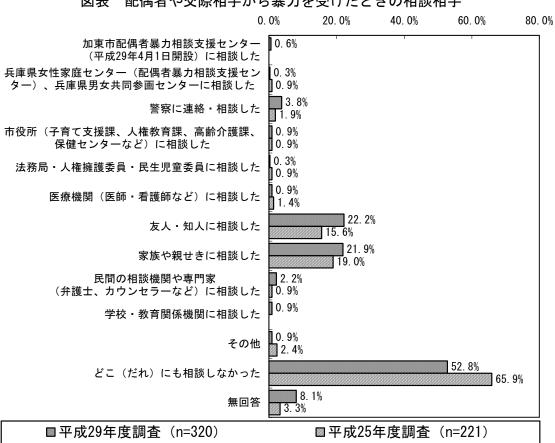
- ■子どもはあなたが暴力を受けたところを見ていたので知っていた
- ■子どもはあなたが暴力を受けたところは見ていなかったが、物音や声、様子から
- 知っていた ロ子どもはあなたが暴力を受けたことを知らなかった
- ■子どもが知っていたか、知らなかったかはわからない
- □子どもはいない
- □その他
- □無回答

子どもが同居する家庭における配偶者への暴力は児童虐待にあたります。目の前でそのような行為が行われた割合は約1割ですが、物音等で知っていたという回答を含めると3割以上の子どもが保護者間のDVを認知しています。また、母親がDVを受けている場合は、父親がDVを受けている場合より、子どもが知っていることが多い状況がうかがえます。

#### ⑥-1 配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談相手

DVの被害を受けたことがある人に、暴力を受けたとき、誰かに相談したりしたかを尋ねたところ、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が52.8%と最も多く、次いで「友人・知人に相談した」が22.2%、「家族や親せきに相談した」が21.9%等となっています。

2013 (平成 25) 年度調査と比べると、「どこ (だれ) にも相談しなかった」が減少しています。



図表 配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談相手

- ※前回調査には「加東市配偶者暴力相談センターに相談した」「学校・教育関係機関に相談した」はありません。
- ※「法務局・人権擁護委員・民生児童委員に相談した」は、前回調査では「法務局・人権擁護委員に相談した」となっています。

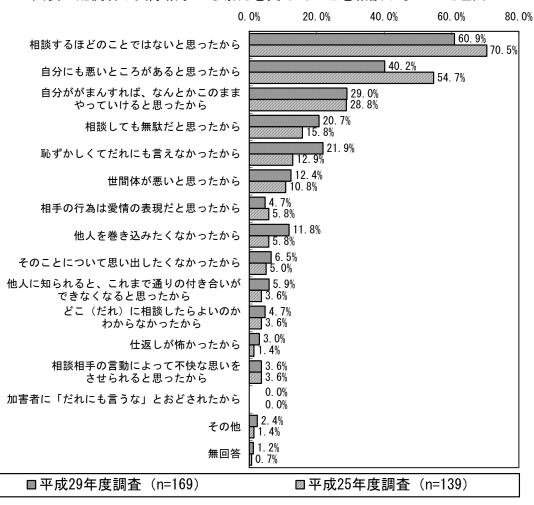
#### 国調査との比較

内閣府の世論調査(2014(平成26)年度)では、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が56.7%と最も多く、次いで「家族や親せきに相談した」(23.4%)、「友人・知人に相談した」(21.5%)などとなっています。世論調査結果と同様に、本市でも「どこ(だれ)にも相談しなかった」が最も多く、次いで友人・知人、家族や親せきに相談する人が多くなっており、公的機関への相談や民間の相談機関等に相談する人はごくわずかとなっています。

#### ⑥-2 配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由

DVの被害をだれにも相談しなかった人に、その理由を尋ねたところ、「相談するほどのことではないと思ったから」が60.9%と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が40.2%、「自分ががまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が29.0%等となっています。

2013 (平成 25) 年度調査と比べると、回答の傾向はおおむね同様となっていますが、主に「相談するほどのことではないと思ったから」と「自分にも悪いところがあると思ったから」については減少し、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が増加しています。



図表 配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由

国の調査と同様に、DVを受けても相談しなかったのは、相談するほどでもないとの理由や自分にも悪いところがあると思ったからという理由が多くなっています。

#### 国調査との比較

内閣府の世論調査(2014(平成26)年度)では、「相談するほどのことではないと思ったから」が55.8%と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」32.8%、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」となっています。本市でも概ね同様の傾向ですが、「相談するほどのことではないと思ったから」や「自分にも悪いところがあると思ったから」という人は本市のほうがやや多くなっています。

# 4. 高校生のデートDVに対する意識と実態

#### (1) 意識調査の実施概要

デートDVに関する高校生の意識と実態を把握し、本計画の策定と今後の施策推進に役立てることを目的に、2017(平成29)年度に「DVに関する市民意識調査」を実施しました。

図表 調査概要

調査の種類	高校生意識調査
調査対象	市内の高等学校に在籍する生徒
対象者数	714 人
抽出方法	市内の高等学校に在籍する生徒全員
調査方法	学校にて配布・回収(調査票は無記名)
調査期間	2017 (平成 29) 年8月 29日 (火) ~2017 (平成 29) 年8月 31日 (木)

図表 回収状況

調査の種類	高校生意識調査
発送数	714 票
回収数	701 票
無効票	0票
有効回答数	701 票
有効回答率	98. 2%

#### 図表 調査内容

#### 高校生意識調査

- ●「DV」の認知度
- ●「デートDV」の認知度
- ●「デートDV」をどこで知ったか
- ●交際相手の有無、出会ったきっかけ
- ●交際相手から暴力行為を受けた経験
- ●交際相手から暴力行為を受けたときの対応とその理由
- ●暴力にあたると思う行為
- ●交際相手からの暴力を防止するために必要なこと

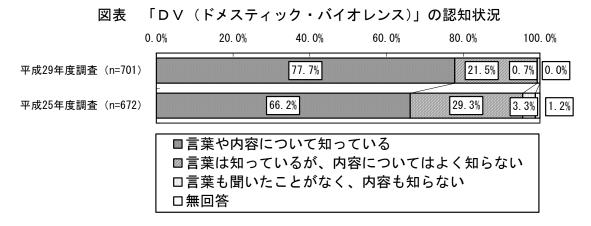
#### (2) 意識調査の主な概要

#### ①「DV(ドメスティック・バイオレンス)」「デートDV」の認知状況

#### ア. 「DV (ドメスティック・バイオレンス)」の認知状況

「DV」の認知状況については、「言葉や内容について知っている」が 77.7%となっています。

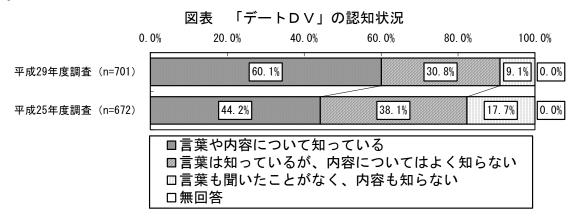
2013 (平成 25) 年度調査と比べると、「言葉や内容について知っている」は増加しています。



#### イ. 「デートDV」の認知状況

「デートDV」の認知状況については、「言葉や内容について知っている」が 60.1% となっています。

2013 (平成 25) 年度調査と比べると、「言葉や内容について知っている」は増加しています。



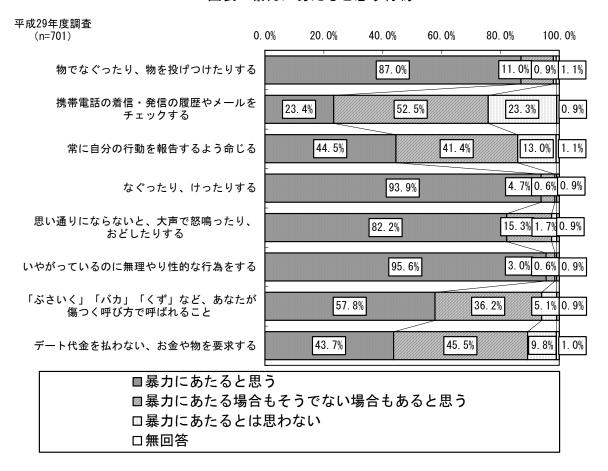
デートDVの認知度(内容も知っている)は増加していますが、DVの認知度と比べて デートDVのほうが現在の自身の問題になりやすいにもかかわらず、認知度が低くなって います。

#### ②暴力にあたると思う行為

暴力にあたると思う行為の問いでは、「暴力にあたると思う」が多いのは順に、「いやがっているのに無理やり性的な行為をする」(95.6%)、「なぐったり、けったりする」(93.9%)、「物でなぐったり、物を投げつけたりする」(87.0%)等となっています。

一方、「暴力にあたると思う」が少ないのは順に、「携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックする」(23.4%)、「デート代金を払わない、お金や物を要求する」(43.7%)、「常に自分の行動を報告するよう命じる」(44.5%)等となっています。

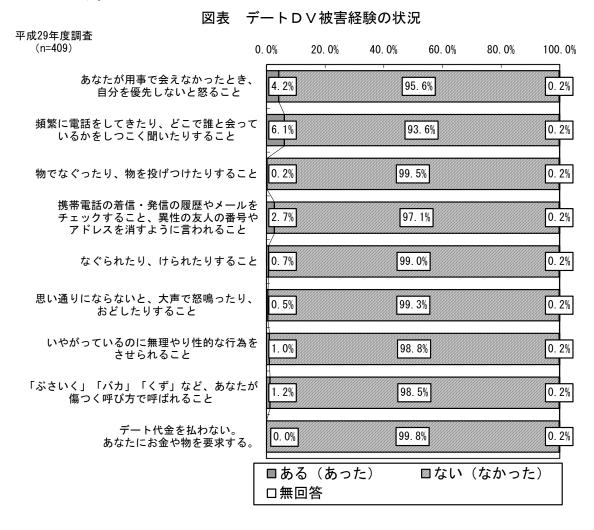
#### 図表 暴力にあたると思う行為



設問の行為はすべてデートDVに該当する行為ですが、大声で怒鳴ることや合意のない性的行為、物で殴るといった暴力としてわかりやすい行為については暴力であるという認識が高いものの、相手を監視したり行動を制限するような行為、金銭的な負担を相手に負わせる行為については暴力との認識が低くなっていることがうかがえます。

#### ③デートDV被害経験の状況

交際相手が「いる」、または「いた」ことがある人に、交際相手から暴力行為を受けたことがあるか尋ねたところ、「ある(あった)」が多い行為は順に、「頻繁に電話をしてきたり、どこで誰と会っているかをしつこく聞いたりすること」(6.1%)、「あなたが用事で会えなかったとき、自分を優先しないと怒ること」(4.2%)、「携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックすること、異性の友人の番号やアドレスを消すように言われること」(2.7%)等となっています。



27

交際相手が「いる」、または「いた」ことがある人について、交際相手から暴力行為を受けたことがあるかを性別にみると、「あなたが用事で会えなかったとき、自分を優先しないと怒ること」と「携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックすること、異性の友人の番号やアドレスを消すように言われること」については男性のほうが「ある(あった)」が多くなっていますが、それ以外の行為について女性のほうが「ある(あった)」が多くなっています。

図表 性別 デートDV被害経験の状況

		あ用えた自先ととな事なと分し怒が会っ、優いこ	頻話きどといし聞すにしりでっかこたこ電て、誰てをくりと	物ぐり投たこなた物つすとをける	携の発歴ルチすとの番ド消にる帯着信やをェる、友号レす言こ電信のメーッこ異人やスよわと話・履一・クー性のアをうれ	なたいたらすられたら	思にい声鳴りしるいなとでっ、たこ通ら、怒たおりとりな大	いてにり行さるがる理的をらとっのやな(れ	「くカずあ傷びばとぶ」」なつ方れさ「「なたくでるがいくどが呼呼こ
ある (あった)	女性 (n=235)	3. 8%	8. 1%	0. 4%	1. 7%	0. 9%	0. 9%	1. 7%	2. 1%
	男性 (n=173)	4. 6%	3. 5%	0.0%	4. 0%	0. 6%	0. 0%	0. 0%	0.0%
ない (なかった)	女性 (n=235)	95. 7%	91. 5%	99. 1%	97. 9%	98. 7%	98. 7%	97. 9%	97. 4%
	男性 (n=173)	95. 4%	96. 5%	100.0%	96.0%	99. 4%	100.0%	100.0%	100.0%

<sup>※「</sup>デート代金を払わない。あなたにお金や物を要求する。」については「ある(あった)」が0%なので割愛しています。

相手の行動を制限するような行為や、相手を独占するような自己中心的な行為は性別を 問わず発生していることがうかがえます。また、「物でなぐったり、物を投げつけたりす ること」、「なぐられたり、けられたりすること」といった身体的な暴力を受けたことが ある人も一定数おり、女性でより多くなっています。 第3章 施策の基本的な考え方

## 1. DV対策計画の基本的な考え方

#### (1)計画の基本方針

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、あらゆる暴力を許さない社会づくりやDV防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現をめざします。

#### (2) 施策の重点目標

#### 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を著しく害し、時には生命の安全を脅かすおそれがあることから、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。また、DVは被害者の人権に対する蔑視や固定的な性別役割分担意識\*\*が一因となってもたらされるものであり、本市が目指す男女共同参画社会\*\*12の実現を妨げる行為です。

本計画では「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点目標に掲げ、本市に住む誰もが暴力の不安に怯えることなく、また、暴力で人を傷つけることがないよう、あらゆる暴力の根絶に取り組みます。被害者に対しては、本市だけではなく、警察や県の関係機関、民間団体との連携・協力により、自立に向けて、安心して歩みを進められるよう継続的に、かつ被害者の心情を尊重した支援に取り組みます。

#### (3) 施策の基本課題

DVの防止及びDV被害者の保護と自立を図るため、5つの基本課題を掲げ、被害者の立場に立ちながら、被害者の個々の状況に応じた総合的な支援に取り組みます。

#### 基本課題 I 相談体制の充実

配偶者(パートナー)や交際相手等、親密な関係性の中で起こる暴力は周囲に気づかれ にくいことや、相談につながらないために、被害が潜在化してしまうケースが多くあります。

被害の深刻化を防ぎ、被害者だけで悩むことなく早期に必要な支援を行うために、相談窓口を周知するとともに、被害者の情報保護及び二次被害の防止に努め、安心して相談ができる相談体制を築きます。また、加東市配偶者暴力相談支援センターを中心とする関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現をめざします。

#### 基本課題Ⅱ 被害者の安全確保

被害の深刻化を防ぎ、早期に被害者及び子ども等の同伴家族の安全を確保し、自立に向けて支援していくことが重要です。また、子どもに対しては、著しい心理的外傷\*5やその後の生活への影響を考慮し、安心感を得て健やかに成長していけるよう継続的に支援していく必要があります。

警察や県、被害者支援に取り組む民間団体等と連携を密にし、緊急時における被害者及び子ども等の同伴家族の安全確保に努めるとともに、被害者の情報保護の観点から、情報管理の徹底を図ります。

#### 基本課題Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援

被害者の自立に向けた過程で生じる、外出先で加害者と遭遇する危険性や各種手続きに おける心理的負担、新しい生活に対する不安を軽減するとともに、自立へのスムーズな移 行を支援し、生活再建の道筋を立てていくことが大切です。

被害者が早期に自立した生活を送れるよう、警察や県、被害者支援に取り組む民間団体等と協力しながら、生活の再建や住宅の確保、就労に向けた支援を行うとともに、DVに巻き込まれた子どもについても、学校や保育所、要保護児童対策地域協議会\*21等と連携し支援を行っていきます。

#### 基本課題IV DVを許さない意識づくりの推進

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の生命と尊厳を脅かすだけでなく、男女平等の実現の妨げにもなっています。また、交際相手との間でも様々な形で暴力は生じる可能性があり、被害の低年齢化が懸念されています。

あらゆる暴力を容認しない社会風土を形成するため、DV被害の実態やDVの特性・背景等について啓発を行い、市民一人ひとりのDVに対する認識を深めていきます。また、子どもの目の前で生じる面前DVが及ぼす子どもへの影響は深刻であり、児童虐待のひとつとして啓発します。

さらに、交際相手との間で生じるデートDVについて、学校教育において防止教育を進めることで、早い時期から人権尊重や暴力根絶の意識を根付かせていきます。

#### 基本課題V 支援体制の充実

被害者への適切な支援のためには、安全確保と自立に向けた各段階で関係機関と緊密な連携を図ることが大切です。

被害者の円滑・迅速な保護、適切な支援を行うため、警察や県の関係機関との連携・協力体制を強化するとともに、被害者支援を行う民間団体の活動を支援します。また、庁内においてもDV防止に向けたネットワークを充実していきます。

さらに、DVの特性について十分に理解し、きめ細かでニーズに応じた支援を担う人材の育成に努めます。

#### (4)計画の体系(案)

#### 重点目標

#### 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

基本課題 施策の基本的方向 Ⅰ 相談体制の充実 1. 相談窓口体制の周知と充実 2. 相談員等の資質向上 Ⅱ 被害者の安全確保 1. 緊急時における安全確保 2. 被害者の情報の保護 3. 保護命令等の情報提供と申立にかかる 手続きの支援 Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援 1. 被害者の自立に向けた支援 2. 被害者の子どもへの支援 1. D V 防止に向けた市民・事業所等への Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進 2. 子ども・若者に対するデートDV防止 の教育・啓発 3. DVに関する調査研究 Ⅴ 支援体制の充実 1. 庁内支援体制の整備 2. 関係機関との支援体制の強化 3. 支援を担う人材の育成

#### 具体的施策

(1)加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実 (2) 相談窓口の周知と充実 (3) 相談者の特性(障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人)に応じた情報 提供や相談支援 (1) 相談員等の各種研修への参加 (2) 相談員等への被害防止、心理的ケアの実施 (1)被害者及び同伴家族の安全確保 (2) 子どもの安全確保 (3) 警察や県との連携による一時保護 (1) 住民基本台帳の閲覧等の制限 (2) 関係部局における情報管理の徹底 (1) 保護命令制度に関する情報提供 (2) 裁判所への同行支援 (1) 自立に向けた情報の提供 (2) 生活再建に向けた支援 (3) 住宅の確保に向けた支援 (4)就労に向けた支援 (5) 心理的ケアに関する相談窓口の情報提供 (1) 就学や保育に関する支援 (2) スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施 (3) 関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施 (1) 冊子やカードなどの啓発物品の配布 (2) 市民向け講演会の開催 (3)「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~11月25日)の周知 (1) デートDV防止教育・啓発の実施 (2) 発達段階に応じた教育・啓発の実施 (1) 市民への意識調査の実施 (2) 災害時におけるDV等被害者の相談対応マニュアルの検討 (1) DV被害者支援対応マニュアルの活用 (2) DV防止ネットワーク会議の開催 (1) 警察や県など、関係機関との支援体制の強化 (2) 広域的な被害者支援の実施 (3) 民間の被害者支援団体との連携 (1)職員に対する教育の実施

(2) 支援団体の育成

# 第4章 具体的施策

※本章では、各施策の施策コード欄に「新規事業」「継続事業」の別を表示しています。過去から実施している事業で、本計画において事業の名称を改めたものも、「継続事業」と表示しています。



# 基本課題 [ 相談体制の充実



### 1. 相談窓口体制の周知と充実

#### (1)加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実

2017 (平成 29) 年度に開設した加東市配偶者暴力相談支援センターの周知により、被害者の相談窓口の利用を促し、被害の深刻化を防ぐとともに早期支援につなげます。また、同センターが被害者支援の中心的役割を果たすことができるよう、関係機関や民間の支援団体との緊密な関係構築に努めます。

施策 コード	取組	内容	担当課
I -1-(1)-① (継続事業)		〇加東市配偶者暴力相談支援センターの 相談窓口を周知するため、啓発グッズを 配布します。	福祉総務課

#### (2)相談窓口の周知と充実

市の広報紙やホームページ等により「女性のための相談」窓口を周知するとともに、被害者の相談窓口の利用を促し、被害の深刻化を防ぐとともに早期支援につなげます。

施策 コード	取組	内容	担当課
I -1-(2)-① (継続事業)	「女性のための相 談窓口」の周知	〇広報紙やホームページ等で相談窓口を 周知し、「女性のための相談窓口」につな げます。	福祉総務課

# (3)相談者の特性(障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人)に応じた情報提供や相談支援

様々な状況に置かれている被害者のプライバシーを守り、安心して相談窓口を利用できる 体制を整えます。電話や来所以外の相談方法、多言語への対応についても検討し、コミュニ ケーションに支援を必要とする方の相談にも対応できる体制づくりを推進します。

施策 コード	取組	内容	担当課
I -1-(3)-① (継続事業)	相談者の特性(障害者、高齢者、性的マイノリティ* <sup>8</sup> 、外国人)に応じた情報提供や相談支援	〇障害者、高齢者、性的マイノリティ等、 相談者に応じた相談支援を関係各課と連 携し行います。 〇外国人の相談に対応できるよう、通訳 等が利用できる体制を整えます。	福祉総務課 高齢介護課 社会福祉課
I-1-(3)-② (継続事業)	人権擁護委員等を 対象とした研修会 の実施	〇人権擁護委員等を対象とした、相談技 術や知識の向上のための研修会を実施し ます。	人権協働課

# 2. 相談員等の資質向上

#### (1) 相談員等の各種研修への参加

被害者の支援に携わる相談員等に対して、研修に参加する機会をつくり、相談者に適切に 対応できるよう資質の向上を図ります。

施策 コード	取組	内容	担当課
I-2-(1)-① (継続事業)	相談員等の資質の 向上	〇被害者の支援に携わる相談員等に対し て、研修に参加できる機会をつくり、相 談員等の資質向上を図ります。	福祉総務課

#### (2) 相談員等への被害防止、心理的ケアの実施

相談員等がバーンアウト状態や二次受傷により心身の健康を損なうことなく、継続的、安定的に支援ができるよう、研修等により相談員等への心理的ケアを実施します。また、加害者等からの追跡等により相談員等が直接加害者に接触することがないよう安全対策を講じます。

施策 コード	取組	内容	担当課
I-2-(2)-①	相談員等へのメンタルへルス研修、	〇他機関が実施するDV研修の情報提供を行うとともに、メンタルヘルス研修を実施します。	人事課
(継続事業)	心の相談の実施	〇心の相談の実施により、相談員等の心身の健康保持に努めます。	福祉総務課



# 基本課題Ⅱ 被害者の安全確保



### 1. 緊急時における安全確保

#### (1)被害者及び同伴家族の安全確保

被害者からの緊急な相談に対し、警察や県の関係機関との連携を密にし、一時保護に引き継ぐまでの被害者自身と子ども等、同伴家族の安全を確保します。

施策 コード	取組	内容	担当課
	警察や関係機関と	〇一時保護に引き継ぐまでの被害者自身	福祉総務課
<b>I</b> −1−(1)−①	の連携による一時	と同伴家族の安全を確保するために、警	関係機関
(継続事業)	保護所までの同行	察と連携して、一時保護所までの同行支	(学校・保
	支援の実施	援を実施します。	育所等)

#### (2) 子どもの安全確保

被害者が避難時に同伴できなかった子どもの安全を確保するため、子どもやその家庭に関する情報を兵庫県中央こども家庭センター、警察、学校等と共有し、子どもが安心して生活ができるよう継続的な支援を行います。

施策 コード	取組	内容	担当課
	関係機関との連携	〇子どもやその家庭に関する情報を兵庫	福祉総務課
Ⅱ-1-(2)-①	による子どもの安	県中央こども家庭センターや学校等と共	関係機関
(継続事業)	全確保の実施	有し、子どもが安心して暮らすことがで	(学校・保
		きるよう、継続的な支援を行います。	育所等)

#### (3) 警察や県との連携による一時保護

緊急に被害者の保護が必要となった場合には、警察や<mark>兵庫県女性家庭センター</mark>と連携を図り、一時保護を実施します。

施策 コード	取組	内容	担当課
	警察や関係機関と	ODV被害者等の一時保護が必要となっ	
<b>I</b> -1-(3)-(1)	の連携による一時	た場合、警察や兵庫県女性家庭センター	ᇷᄼᅅᅑᆖᄪ
(継続事業)	保護の実施	と連携を図り、一時保護を実施し、被害	福祉総務課
		者等の安全を確保します。	

# 2. 被害者の情報の保護

#### (1) 住民基本台帳の閲覧等の制限

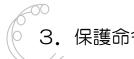
被害者の安全確保の観点から、「住民基本台帳事務における支援措置」について、被害者へ手続き等の情報を提供します。支援措置の申出があった場合、被害者の住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行を制限します。また、被害者のマイナンバーを知る加害者がこれにより情報開示を求めた場合に、被害者情報の保護を徹底するため、関係機関における情報の共有化と、被害者にはマイナンバー制度における不開示措置の申出に関する助言を行います。

施策 コード	取組	内容	担当課
Ⅱ-2-(1)-① (継続事業)	住民基本台帳の閲	〇「住民基本台帳事務における支援措置」	市民課福祉総務課
	覧及び住民票の写	の申出があった場合に、住民基本台帳の	
	し・戸籍の附票の	閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写	
	写しの発行・マイ	しの発行を制限し、安全を確保します。	
	ナンバーによる情	〇「マイナンバー制度における不開示措	
	報開示の制限	置」の申し出があった場合に、被害者の	
		情報開示を制限し、安全を確保します。	

#### (2) 関係部局における情報管理の徹底

被害者及び子どもの安全を確保するため、関係部局における情報管理を徹底します。

施策 コード	取組	内容	担当課
Ⅱ-2-(2)-① (継続事業)	被害者情報の取扱いに関する関係者間での共通認識の形成	〇被害者及び子どもの安全を確保するため、住民基本台帳等により事務処理を行う関係各課に対して閲覧制限等の制度の 周知を図り、情報の適切な共有化と情報 管理を徹底します。	福市学税保こ健管関総課育 経験 医教課 医教課 医教課 医教課 医教課 医教課 と の の の の の の の の の の の の の の の の の の



# 3. 保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

#### (1) 保護命令制度に関する情報提供

被害者に、保護命令制度についての情報提供をするとともに、申立書等の書面作成に関する助言を行います。

施策 コード	取組	内容	担当課
Ⅱ-3-(1)-① (継続事業)		〇保護命令制度の説明と、保護命令関係 書類の作成の支援を行います。	福祉総務課

#### (2) 裁判所への同行支援

被害者が配偶者等への保護命令の発令を裁判所に申し立てるにあたり、相談員等が裁判所へ同行支援等を行い、被害者の精神的負担を軽減します。

施策 コード	取組	内容	担当課
Ⅱ-3-(2)-① (継続事業)	保護命令申立時の 裁判所への同行支 援	〇保護命令を裁判所に申し立てる際に、 裁判所への同行支援を行います。	福祉総務課







### 1. 被害者の自立に向けた支援

#### (1) 自立に向けた情報の提供

被害者の自立に向けて、離婚や親権等の司法手続きに関する情報提供を行い、専門的な相談を必要とする場合には、相談機関についての情報も提供します。

施策 コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-1-(1)-① (継続事業)	自立に向けた情報 の提供	〇被害者の自立に向けて、離婚や親権等 の司法手続きに関する情報提供を行いま す。	福祉総務課 関係各課

#### (2) 生活再建に向けた支援

被害者の置かれた状況に応じて、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法等に定められた制度について説明し、必要に応じた制度を利用して、生活再建が図ることができるよう支援します。 被害者が転居先で生活を始める際には、医療保険、国民年金、健康診断や子どもの予防接種等の必要な行政サービスを受けることができるよう、他市町との連携や同行支援を行います。

施策 コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-1-(2)-① (継続事業)	生活再建に向けた 諸手続きの支援と 情報提供	〇被害者の状況に応じて必要な行政サービスを受けることができるよう、他市町との連携や同行支援等を行います。	福祉総務課市民課保険医療課健康課

#### (3) 住宅の確保に向けた支援

保護命令の適用や一時保護を利用した被害者について、県営住宅や市営住宅の情報提供や母子生活支援施設等の情報提供を行います。

施策 コード	取組	内容	担当課
	住宅に関する情報	〇保護命令の適用や一時保護施設に入所	
	の提供	した被害者に対して、母子生活支援施設	
<b>I</b> I-1-(3)-(1)		等の情報提供を行い、住居の確保に努め	福祉総務課
(継続事業)		ます。	都市政策課
		〇県営住宅や市営住宅の入居条件等の情	
		報提供を行います。	

#### (4) 就労に向けた支援

ハローワークや市の就労支援室と連携し、被害者の状況に応じた就労支援を行います。

施策 コード	取組	内容	担当課
	ハローワーク等と	〇ハローワークや市の就労支援室と連携	
<u>III-1-(4)-(1)</u>	連携した就労支援	し、被害者の状況に応じて、求人情報の	福祉総務課
(継続事業)	の実施	提供や就職活動のアドバイス、就労に関	商工観光課
		する相談対応等を行います。	

#### (5) 心理的ケアに関する相談窓口の情報提供

被害者の心の健康の回復を目指し、被害者の心理相談やカウンセリングを実施している機関の情報提供を行い、被害者だけで悩むことなく、早期に相談機関につなぐことで被害の深刻化を防ぎます。

施策 コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-1-(5)-① (継続事業)		ODV被害者の心理相談やカウンセリン グ機関の相談窓口の周知と情報提供を行 います。	福祉総務課 健康課

### 2. 被害者の子どもへの支援

#### (1) 就学や保育に関する支援

就学や保育について、被害者の状況に応じて柔軟に対応するとともに、被害者の子どもが 避難先で安心して適切に就学できるよう、手続き等の支援を行います。

施策 コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-2-(1)-① (継続事業)	被害者の子どもの 就学等の手続きの 支援	〇就学や保育について避難先の教育委員会等の関係機関と連携し、転校等の手続きの支援を行います。また、必要に応じて同行支援を行います。	学校教育課 こども教育課 福祉総務課

#### (2) スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施

学校にスクールカウンセラー\*6を配置し、DVの影響を受け家庭環境に不安を抱く子ども や子育てに悩みを抱える被害者の心のケアを行います。

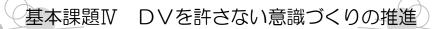
施策 コード	取組	内容	担当課
TI-2-(2)-(1)		〇子どもや保護者を対象に、スクールカ	
(継続事業)	ラーによる心のケ	ウンセラーによる教育相談を実施し、支	学校教育課
(極心事未)	アの実施	援を行います。	

#### (3) 関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施

子どもがDVを目撃するなど、DVに巻き込まれた子どもの支援については、要保護児童対策地域協議会において関係機関の支援方針等について情報共有を図り、被害者やその子どもへの継続的な見守りを行います。

また、学校や保育所等においては、保育教諭、学級担任等が子どもの情況を把握し、継続的に見守ります。

施策 コード	取組	内容	担当課
	要保護児童対策地	〇要保護児童対策地域協議会において、	
<b>III-</b> 2-(3)-(1)	域協議会との連携	関係機関の支援方針等について話し合	福祉総務課
(継続事業)	による子どもへの	い、情報共有を図ります。	関係各課
	支援の実施		
	乳児家庭全戸訪問	〇乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診等を実	
<b>I</b> I-2-(3)-②	事業による家庭訪	施し、面接相談と子どもの成長・発達の	健康課
(継続事業)	問や乳幼児健診の	確認を行うことで、被害者の状況把握と	) (建) (基) (基)
	実施等	継続支援を行います。	
	子どもの学級担任	〇学級担任等が子どもの状況を把握し、	
	による相談等の実	関係機関との連携により継続的に子ども	
<b>I</b> I-2-(3)-③	施	を見守ります。	こども教育課
(継続事業)		〇子どもに対し定期的に教育相談を行う	学校教育課
		ことで、家庭から離れた場に子どもが相	
		談しやすい環境をつくります。	



### 1. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

#### (1) 冊子やカードなどの啓発物品の配布

DV防止啓発冊子やDV被害者サポートカードを市役所や図書館、公民館、病院等の市民が利用する施設に設置します。また、DVについて正しい知識を深めるとともに、相談窓口についての周知を図ります。

施策 コード	取組	内容	担当課
Ⅳ-1-(1)-(	<sup>1)</sup>   めのカード等の設	ODV防止啓発のリーフレットやサポートカードを公共施設に設置します。	福祉総務課

#### (2) 市民向け講演会の開催

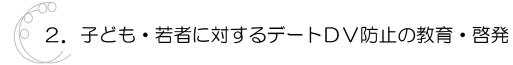
男女共同参画社会の実現に向けて、講演会やセミナー等を通じて、人権意識の向上を図るとともに、暴力を生まないための啓発を行います。

施策 コード	取組	内容	担当課
	男女共同参画セミ	〇講演会等を通じて、人権意識の向上を	
W-1-(2)-(1)	ナー等の実施	図るほか、固定的な性別役割分担意識を	人権協働課
(継続事業)		見直すため、男女共同参画セミナーを実	福祉総務課
		施します。	

#### (3) 「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~11月25日)の周知

毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間であることを周知し、市民の「女性に対する暴力」についての関心を高め、あらゆる暴力を許さない意識を醸成し暴力の防止につなげます。

施策 コード	取組	内容	担当課
Ⅳ-1-(3)-① (継続事業)		〇DVの防止啓発や、相談窓口を周知するため、パープルリボンキャンペーンを 実施し、啓発グッズを配布します。	福祉総務課



#### (1) デートDV防止教育・啓発の実施

交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くことができるよう、市内の中学生に対して デートDV防止授業を実施します。

 も策 <i>ード</i>	取組	内容	担当課
 -(1)-① 売事業)	デートDV防止授 業の実施	○交際相手と互いの人権を尊重する関係 を築くため、市内の中学生を対象にデー トDV防止授業を実施します。	福祉総務課 学校教育課

#### (2) 発達段階に応じた教育・啓発の実施

話し合いで問題を解決し、暴力をなくす意識を育むため、子どもの発達段階に応じて「思いやり」や「いたわり」の心を育む人権尊重の教育を進めます。

施策 コード	取組	内容	担当課
IV-2-(2)-① (継続事業)	人権感覚の醸成や 人の思いを大切に する心を育む授業 等の実施	○人権感覚を育むためのプログラムを未就園、未就学の親子を対象に実施し、幼児期からの人権感覚の醸成に努めます。 ○道徳学習を中心に、「人との関わり」に関することを学ぶ授業を実施します。 ○広報紙やホームページを活用するほか街頭啓発活動を実施するなど、あらゆる年代に対して啓発を行います。	こども教育課 学校教育課 人権協働課

# 3. DVに関する調査研究

#### (1) 市民への意識調査の実施

DVやデートDVに関する市民の意識と被害の実態を把握するため、調査を実施します。

施策 コード	取組	内容	担当課
Ⅳ-3-(1)-① (継続事業)	DVやデートDV に関する市民意識 調査の実施	〇市民意識調査を実施します。	福祉総務課

#### (2) 災害時におけるDV等被害者の相談対応マニュアルの検討

災害時等、非常時における女性や子どもへの暴力を防止するため、避難所における安全確保や支援体制について検討します。また、非常時に被害者の情報が加害者に知られることを防ぐために、情報管理の在り方について検討を進めます。

施策 コード	取組	内容	担当課
Ⅳ-3-(2)-① (新規事業)		〇災害時におけるDV相談者の支援マニュアルを検討します。	福祉総務課 防災課



# 基本課題V 支援体制の充実



## 1. 庁内支援体制の整備

#### (1) DV被害者支援対応マニュアルの活用

相談窓口を利用する被害者が、関係職員等からの不適切な対応により、二次的被害が発生しないよう、職員はDV相談窓口対応マニュアルを活用し、DVの正しい認識と被害者への適切な対応を身に付け、被害者が安心して相談できる体制を整えます。

施策 コード	取組	内容	担当課
V-1-(1)-① (継続事業)		〇DV被害者支援対応マニュアルの更新 を毎年行い、被害者が安心して相談でき る体制を整えます。	福祉総務課関係各課

#### (2) DV防止ネットワーク会議の開催

DV防止ネットワーク会議を開催し、被害者支援に関わる職員への研修を行うことにより、 DVへの正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について共通認識を持ち、庁内の支援体 制を確立します。

施策 コード	取組	内容	担当課	
	DV防止ネット	〇DV防止ネットワーク会議を開催し、		
V-1-(2)-(1)	ワーク会議の開催	DVへの正しい認識と被害者の安全な避	╆═╆ <del></del> ┟╺╱╱┸╈═田	
(継続事業)		難等の対応について共通認識を持ち、庁	福祉総務課	
		内の支援体制を確立します。		

# 2. 関係機関との支援体制の強化

#### (1) 警察や県など関係機関との支援体制の強化

被害者や子どもの安全の確保と生活再建を支援するため、兵庫県女性家庭センター、兵庫県中央こども家庭センター、警察等と連絡や調整を密に行い、被害者の支援体制を強化します。また、要保護児童対策地域協議会等を活用して、支援について検討し、見守りや支援を継続して行います。

施策 コード	取組	内容	担当課
	警察や県など関係	〇警察、兵庫県女性家庭センター、兵庫	
V-2-(1)-①	機関との支援体制	県中央こども家庭センターと連絡や調整	╆═╆ <del>╏</del> ╺╱╟╶ <del>╱</del> ╱╤田
(継続事業)	の強化	を密に行い、被害者の支援体制を強化し	福祉総務課
		ます。	

#### (2) 広域的な被害者支援の実施

他市町との広域的な連携により被害者を支援します。

施策 コード	取組	内容	担当課
V-2-(2)-① (継続事業)		〇被害者が転出、転入する際は、他市町 との広域的な連携により支援します。	福祉総務課

#### (3) 民間の被害者支援団体との連携

民間の被害者支援団体と連携して、DV防止の啓発や被害者の自立を支援します。

施策 コード	取組	内容	担当課
V-2-(3)-①	民間の被害者支援	〇民間の被害者支援団体と連携し、DV	福祉総務課
(継続事業)	団体との連携	防止の啓発や被害者の自立を支援します。	

# 3. 支援を担う人材の育成

#### (1) 職員に対する教育の実施

被害者の自立支援には、関係各課の連携と切れ目のない支援が必要であるため、DVの特性や被害者支援について、職員への研修の機会を設け、適切な対応を推進します。

施策 コード	取組	内容	担当課
V-3-(1)-① (継続事業)	市職員を対象としたDV研修の実施	ODV被害の潜在化防止を目指し、被害の実態や特性の正しい理解と全庁的な意識付けのために、職員を対象としたDV 研修の機会を設け、適切な対応を推進します。	人事課 福祉総務課

#### (2) 支援団体の育成

被害者等の支援を実施する団体と協働して被害者支援の充実を図ります。

施策 コード	取組	内容	担当課
V-3-(2)-① (継続事業)	支援団体との連携 による、被害者の 安全の確保	支援団体の活動情報等を収集し、必要が ある場合に被害者への情報提供等を行います。	福祉総務課

第5章 計画の推進

# 1. 市の推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進していくために、広範囲かつ多様な施策を進行管理できるよう加東市DV防止ネットワーク会議を活用し、内容の充実に努めます。

また、すべての職員が人権尊重と男女共同参画についての理解を深め、あらゆる暴力を許さない意識を高めていきます。

# 2. 国・県等、関係機関との連携の推進

DV防止法や男女共同参画基本法、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」、「ひょうご男女いきいきプラン 2020 (第3次兵庫県男女共同参画計画)」等、法律や国、県が推進する計画等との整合を図り、本計画を推進します。

また、国や県、近隣市町や被害者支援に携わる関連機関等との連携・協力を図るとともに、本計画を推進するにあたり必要に応じて働きかけを行います。

# 3. DV防止と被害者支援の充実に向けた調査研究

DV被害者支援に関する研究等の情報を収集し、DVの防止や被害者支援をより効果的なものとするため、必要に応じて本計画に反映します。

また、DVやデートDVに関する市民の意識や実態を把握するための意識調査を実施します。収集した情報や意識調査の結果はわかりやすく市民に伝え、啓発を図ります。

# 資料編

# 1. 関連法令

#### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号) 最終改正:平成二六年四月二三日法律第二八号

目次

前文

第一章 総則(第一条·第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画 等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三 条一第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二) 第四章 保護命令(第十条—第二十二条) 第五章 雑則(第二十三条—第二十八条) 第五章の二 補則(第二十八条の二) 第六章 罰則(第二十九条・第三十条) 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重 と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女 平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる 行為をも含む重大な人権侵害であるにもかか わらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われ てこなかった。また、配偶者からの暴力の被害 者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困 難である女性に対して配偶者が暴力を加える ことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の 妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女 平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力 を防止し、被害者を保護するための施策を講ず ることが必要である。このことは、女性に対す る暴力を根絶しようと努めている国際社会に おける取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、 保護、自立支援等の体制を整備することにより、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を 図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者 からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届 出をしていないが事実上婚姻関係と同様の 事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様 の事情にあった者が、事実上離婚したと同様 の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力を防止するとともに、被害者の自立を支 援することを含め、その適切な保護を図る責 務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、 法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び 次条第五項において「主務大臣」という。) は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策に関する基本的な方針(以下 この条並びに次条第一項及び第三項におい て「基本方針」という。)を定めなければな らない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につ

- き、次条第一項の都道府県基本計画及び同条 第三項の市町村基本計画の指針となるべき ものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護のための施策の実施に関する 重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを 変更しようとするときは、あらかじめ、関係 行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを 変更したときは、遅滞なく、これを公表しな ければならない。

#### (都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、 当該都道府県における配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護のための施策の実施 に関する基本的な計画(以下この条において 「都道府県基本計画」という。)を定めなけ ればならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる 事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策の実施内容に関する事 項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護のための施策の実施に関する 重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、 基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を 勘案して、当該市町村における配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護のための施策 の実施に関する基本的な計画(以下この条に おいて「市町村基本計画」という。)を定め るよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画 又は市町村基本計画を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければなら ない
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、 都道府県基本計画又は市町村基本計画の作

成のために必要な助言その他の援助を行う よう努めなければならない。

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する 婦人相談所その他の適切な施設において、当 該各施設が配偶者暴力相談支援センターと しての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、 医学的又は心理学的な指導その他の必要 な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用 について、情報の提供、助言、関係機関へ の連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用 について、情報の提供、助言、関係機関と の連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、 自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を 満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務 を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、 必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被 害者の保護を行うことができる。

#### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷 し又は疾病にかかったと認められる者を発 見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援 センター又は警察官に通報することができ る。この場合において、その者の意思を尊重 するよう努めるものとする。
- 3 刑法 (明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護 についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの 暴力が行われていると認めるときは、警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官 職務執行法 (昭和二十三年法律第百三十六 号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者から の暴力による被害の発生を防止するために 必要な措置を講ずるよう努めなければなら ない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からのとりで定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法 (昭和二十六年法律 第四十五号) に定める福祉に関する事務所 (次条において「福祉事務所」という。) は、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四 号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六 十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第百二十九号) その他の 法令の定めるところにより、被害者の自立を 支援するために必要な措置を講ずるよう努 めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府 県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の 関係機関その他の関係機関は、被害者の保護 を行うに当たっては、その適切な保護が行わ れるよう、相互に連携を図りながら協力する よう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護 に係る職員の職務の執行に関して被害者か ら苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速 にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴 力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又 は身体に対し害を加える旨を告知してする 脅迫をいう。以下この章において同じ。)を 受けた者に限る。以下この章において同じ。) が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた 者である場合にあっては配偶者からの更な る身体に対する暴力(配偶者からの身体に対 する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、 又はその婚姻が取り消された場合にあって は、当該配偶者であった者から引き続き受け る身体に対する暴力。第十二条第一項第二号 において同じ。) により、配偶者からの生命 等に対する脅迫を受けた者である場合に あっては配偶者から受ける身体に対する暴 力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受け た後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が 取り消された場合にあっては、当該配偶者で あった者から引き続き受ける身体に対する 暴力。同号において同じ。)により、その生 命又は身体に重大な危害を受けるおそれが 大きいときは、裁判所は、被害者の申立てに より、その生命又は身体に危害が加えられる ことを防止するため、当該配偶者(配偶者か らの身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又は その婚姻が取り消された場合にあっては、当 該配偶者であった者。以下この条、同項第三 号及び第四号並びに第十八条第一項におい て同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を 命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる 事項については、申立ての時において被害者 及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場 合に限る。
  - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている 住居から退去すること及び当該住居の付 近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第 一号の規定による命令を発する裁判所又は 発した裁判所は、被害者の申立てにより、そ の生命又は身体に危害が加えられることを 防止するため、当該配偶者に対し、命令の効 力が生じた日以後、同号の規定による命令の 効力が生じた日から起算して六月を経過す る日までの間、被害者に対して次の各号に掲 げるいずれの行為もしてはならないことを 命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるよ うな事項を告げ、又はその知り得る状態に 置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむ を得ない場合を除き、連続して、電話をか け、ファクシミリ装置を用いて送信し、若 しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時 から午前六時までの間に、電話をかけ、 ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電 子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、 又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその 知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若 しくはその知り得る状態に置き、又はその 性的羞恥心を害する文書、図画その他の物 を送付し、若しくはその知り得る状態に置 くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているとと疑って、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他であることから被害者がその同居して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要がよると認めるときは、第一項第一号の規定による。令を発する裁判所又は発した裁判所はにたを発する裁判所又は発した裁判所はにたの生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配

偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶 者が被害者の親族その他被害者と社会生活 において密接な関係を有する者(被害者と同 居している子及び配偶者と同居している者 を除く。以下この項及び次項並びに第十二条 第一項第四号において「親族等」という。) の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な 言動を行っていることその他の事情がある ことから被害者がその親族等に関して配偶 者と面会することを余儀なくされることを 防止するため必要があると認めるときは、第 一項第一号の規定による命令を発する裁判 所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ り、その生命又は身体に危害が加えられるこ とを防止するため、当該配偶者に対し、命令 の効力が生じた日以後、同号の規定による命 令の効力が生じた日から起算して六月を経 過する日までの間、当該親族等の住居(当該 配偶者と共に生活の本拠としている住居を 除く。以下この項において同じ。) その他の 場所において当該親族等の身辺につきまと い、又は当該親族等の住居、勤務先その他そ の通常所在する場所の付近をはいかいして はならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管

轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、 次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所 にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に 対する暴力又は生命等に対する脅迫が行 われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規 定による命令(以下「保護命令」という。) の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面 でしなければならない。
  - 一配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力 又は配偶者からの生命等に対する脅迫を 受けた後の配偶者から受ける身体に対す る暴力により、生命又は身体に重大な危害 を受けるおそれが大きいと認めるに足り る申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立 てをする場合にあっては、被害者が当該同 居している子に関して配偶者と面会する ことを余儀なくされることを防止するた め当該命令を発する必要があると認める に足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立 てをする場合にあっては、被害者が当該親 族等に関して配偶者と面会することを余 儀なくされることを防止するため当該命 令を発する必要があると認めるに足りる 申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又 は警察職員に対し、前各号に掲げる事項に ついて相談し、又は援助若しくは保護を求 めた事実の有無及びその事実があるとき は、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は 当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた 日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内 容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られ た措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に 同項第五号イから二までに掲げる事項の記 載がない場合には、申立書には、同項第一号 から第四号までに掲げる事項についての申 立人の供述を記載した書面で公証人法 (明 治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノニ 第一項の認証を受けたものを添付しなけれ ばならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る 事件については、速やかに裁判をするものと する。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が 立ち会うことができる審尋の期日を経なけ れば、これを発することができない。ただし、 その期日を経ることにより保護命令の申立 ての目的を達することができない事情があ るときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、 前項の配偶者暴力相談支援センター若しく は所属官署の長又は申立人から相談を受け、 若しくは援助若しくは保護を求められた職 員に対し、同項の規定により書面の提出を求 めた事項に関して更に説明を求めることが できる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定 には、理由を付さなければならない。ただし、 口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理 由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達 又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審 尋の期日における言渡しによって、その効力 を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、 速やかにその旨及びその内容を申立人の住 所又は居所を管轄する警視総監又は道府県 警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が 配偶者暴力相談支援センターの職員に対し 相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実 があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十 二条第一項第五号イからニまでに掲げる事 項の記載があるときは、裁判所書記官は、速 やかに、保護命令を発した旨及びその内者暴力 相談支援センター(当該申立書に名称が記載 された配偶者暴力相談支援センターが二以 上ある場合にあっては、申立人がその職員に 対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた 日時が最も遅い配偶者暴力相談支援セン ター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響 を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の 規定による命令の効力の停止を命ずる場合 において、同条第二項から第四項までの規定 による命令が発せられているときは、裁判所 は、当該命令の効力の停止をも命じなければ ならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服 を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定 による命令を取り消す場合において、同条第 二項から第四項までの規定による命令が発 せられているときは、抗告裁判所は、当該命 令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされてい

る保護命令について、第三項若しくは第四項 の規定によりその効力の停止を命じたとき 又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、 裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその 内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援 センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の 場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消 した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、これらの命令を当該命令が効力を生じた日から起算した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらを受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号 の規定による命令を発した裁判所が前項の 規定により当該命令を取り消す場合につい て準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、 前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の 再度の申立て)

とにより当該配偶者の生活に特に著しい支 障を生ずると認めるときは、当該命令を発し ないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二 条の規定の適用については、同条第一項各号 列記以外の部分中「次に掲げる事項」とある のは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事 項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同 項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるの は「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中 「同項第一号から第四号までに掲げる事項」 とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる 事項並びに第十八条第一項本文の事情」とす る。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当 事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の 閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは 抄本の交付又は事件に関する事項の証明書 の交付を請求することができる。ただし、相 手方にあっては、保護命令の申立てに関し口 頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期 日の指定があり、又は相手方に対する保護命 令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合 又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法 (平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保 護命令に関する手続に関し必要な事項は、最 高裁判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、 被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に 関する理解を深めるために必要な研修及び 啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費 用を支弁しなければならない。
  - 第三条第三項の規定に基づき同項に掲 げる業務を行う婦人相談所の運営に要す る費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の 委嘱する婦人相談員が行う業務に要する 費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う

- 保護(市町村、社会福祉法人その他適当と 認める者に委託して行う場合を含む。)及 びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱 する婦人相談員が行う業務に要する費用を 支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、 都道府県が前条第一項の規定により支弁し た費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げ るものについては、その十分の五を負担する ものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に 掲げる費用の十分の五以内を補助すること ができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支 弁した費用のうち、同項第三号及び第四号 に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した 費用

#### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から 前章までの規定は、生活の本拠を共にする交 際(婚姻関係における共同生活に類する共同 生活を営んでいないものを除く。)をする関 係にある相手からの暴力(当該関係にある相 手からの身体に対する暴力等をいい、当該関 係にある相手からの身体に対する暴力等を 受けた後に、その者が当該関係を解消した場 合にあっては、当該関係にあった者から引き 続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及 び当該暴力を受けた者について準用する。こ の場合において、これらの規定中「配偶者か らの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規 定する関係にある相手からの暴力」と読み替 えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 に掲げる字句に読み替えるものとする。

	, ка да а	J . <b>G</b> / <b>G</b> 0
第二条	被害者	被害者(第
		二十八条の
		二に規定す
		る関係にあ
		る相手から
		の暴力を受
		けた者をい
		う。以下同

		じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同すあは定にで現係手に関相条るるのである。
第項項十項第一かま十項十かま一第十項らで八条二二第第及条第第、第号条一四び第のの第二、第号号第一四第二、第号号第一四第二、第号号第一	配偶者	第二十八条 の二に関係 する相手
第十条第一項	離婚をし、 又はその婚 姻が取り消 された場合	第二十八条 の二に規定 する関係を 解消した場 合

#### 第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替え て準用する第十条第一項から第四項までの 規定によるものを含む。次条において同じ。) に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円 以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項 (第十八条第二項の 規定により読み替えて適用する場合を含 む。) 又は第二十八条の二において読み替え て準用する第十二条第一項 (第二十八条の二 において準用する第十八条第二項の規定に より読み替えて適用する場合を含む。) の規 定により記載すべき事項について虚偽の記 載のある申立書により保護命令の申立てを した者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律 の施行後三年を目途として、この法律の施行 状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果 に基づいて必要な措置が講ぜられるものと する。

#### 附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

- 第三条 新法の規定については、この法律の施 行後三年を目途として、新法の施行状況等を 勘案し、検討が加えられ、その結果に基づい て必要な措置が講ぜられるものとする。
- 附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三

#### 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律に よる改正前の配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律第十条の規定に よる命令の申立てに係る同条の規定による 命令に関する事件については、なお従前の例 による。

# 附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。

#### 附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第一条中次世代育成支援対策推進法附 則第二条第一項の改正規定並びに附則第 四条第一項及び第二項、第十四条並びに第 十九条の規定 公布の日
  - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第 十条まで、第十二条及び第十五条から第十 八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、こ の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令 で定める。

### 2. 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会設置要綱

平成29年3月1日加東市告示第13号

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号) 第2条の3第3項の規定により、加東市配偶者等暴力対策基本計画(以下「計画」という。) を策定し、及び検証するため、加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、計画の策定及び検証に関する必要な事項について、調査審議する。 (組織)
- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
  - 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
    - (1) 学識経験者
    - (2) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
    - (3) 教育関係者
    - (4) 公募による市民
    - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 2 市長は、委員が任期途中で欠けたときは、補欠の委員を委嘱する。
  - 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
  - 2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長(その職務を代理する副委員長を含む。) が定まっていないときは、市長が招集する。
  - 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
  - 3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
  - 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、 説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

附則

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

# 3. 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会名簿

所属等	氏 名	備考
学識経験者	◎海野 千畝子	兵庫教育大学
各種団体代表	〇近 澤 孝 則	加東市社会福祉協議会
各種団体代表	藤井三平	社人権擁護委員協議会加東部会
各種団体代表	高橋正行	兵庫県女性家庭センター
各種団体代表	茂木 美知子	NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ
各種団体代表	亀園 公一	兵庫県加東警察署刑事生活安全課
公募による市民	松本由美	公募委員
教育関係者	井 上 聡	加東市教育委員会学校教育課

◎委員長 ○副委員長



	年 月 日	会議名等	内容
			(1) 策定委員会の運営について
			(2) 基本計画策定の背景と加東市
			の現状について
		平成29年度第1回加東市	(3) 男女共同参画およびDV(ド
	7月7日	配偶者等暴力対策基本計	メスティック・バイオレンス) に関
2017		画策定委員会	する意識調査(案)について
(平成 29)			(4)デートDV(交際相手からの
年度			暴力)についての意識調査(案)に
			ついて
	8月23日~	DVに関する市民意識調	4,000 人対象
	9月15日	査の実施	回収数 1,490 票 (回収率 37.3%)
	8月29日~	DVに関する高校生意識	714 人対象
	8月31日	調査の実施	回収数 701 票 (回収率 98.2%)
	2月28日	平成29年度第2回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会	(1)加東市配偶者等暴力対策基本 計画策定に向けた意識調査の結果 について (2)配偶者等暴力(DV)対策基 本計画の体系(改正案)について (3)今後のスケジュールについて
	7月4日	平成30年度第1回加東市 配偶者等暴力対策基本計 画策定委員会	(1)第2次加東市配偶者等暴力対策基本計画(案)について
2018 (平成 30) 年度	9月26日	平成30年度第2回加東市 配偶者等暴力対策基本計 画策定委員会	(1)第2次加東市配偶者等暴力対策基本計画(案)について
	11月7日	平成30年度第3回加東市 配偶者等暴力対策基本計 画策定委員会	<ul><li>(1)第2次加東市配偶者等暴力対策基本計画(案)について</li><li>(2)第2次加東市配偶者等暴力対策基本計画進捗管理表(案)について</li></ul>

# 5. 用語解説

# 【あ行】

用語	説明
一時保護 (*1)	被害者が暴力を避けるために家を出たいと思っていても、加害者に知
	られずに身を寄せる場所がない場合等において、緊急に保護が必要な
	被害者を一時的に保護することを言います。

## 【か行】

用語	説明
こども家庭センター	児童福祉法第12条に定められている児童相談所で、兵庫県が設置する
(児童相談所)(*2)	相談窓口です。

## 【さ行】

用語	説明
私事性的画像記録の	離婚した元配偶者や別れた元交際相手が復讐を目的として、以前撮影
提供等による被害の	した相手の公開するつもりのない私的な性的画像を無断でインター
防止に関する法律	ネット上等に公開する行為を言う「リベンジポルノ」を防止するため
(リベンジポルノ防	の法律です。
止法) (*3)	
児童虐待(*4)	子どもに意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為のことを言い、性
	的虐待、育児放棄、情緒的虐待(ことばによる虐待や心的外傷を残す
	ような懲罰など)等を含みます。また、世界保健機関(WHO)は、
	商業的その他の搾取(児童労働や児童売春等)を児童虐待の範疇に加
	えています。
	身体的虐待:殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負
	わせる、溺れさせる、首を絞める、縄等により一室に拘
	束するなどの行為を言います。
	性 的 虐 待:子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又
	は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなどの行為
	を言います。
	ネグレクト:家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、
	自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れ
	て行かないなどの行為を言います。
	心理的虐待:言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、
	子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメス
	ティック・バイオレンス : DV) などの行為を言います。

心理的外傷(*5)	個人にとって心理的に大きな打撃を与え、その影響が長く残るような
	体験のことを言い、「トラウマ」とも言います。
スクールカウンセ	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有し、学校に配置
ラー (*6)	されている臨床心理士等の専門家で、児童生徒の不登校や問題行動等
	の様々な相談に応じて心のケア等を行っています。
ストーカー行為等の	「ストーカー行為」、「つきまとい等」を繰り返すストーカー行為者に
規制等に関する法律	警告を与えたり、悪質な場合逮捕することで被害を受けている人を守
(ストーカー規制	る法律です。
法) (*7)	つきまとい等:特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、
	またはそれが満たされなかったことに対する感情を満たす目的で、そ
	の特定の人またはその家族等に対してする行為のことを言います。
	ストーカー行為:特定の人に対し「つきまとい等」を繰り返して行う
	ことを言います。
性的マイノリティ	性別を「男」と「女」のどちらかに規定したり、異性愛が当たり前と
(*8)	みなす固定的な考えのもとで、性自認や性的指向が従来の考えと異な
	ることによって差別を受けたり、社会的に不利な立場にある人を言い
	ます。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性
	愛者、性同一性障害者等が含まれます。
性別役割分担意識	男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることを言
(*9)	います。「男は仕事、女は家庭」等は固定的な考え方により、男性・女
	性の役割を決めている例があります。
セクシュアル・ハラ	相手の意思に関係なく性的な内容の言葉を発したり、行うことによっ
スメント (*10)	て、健全な就労環境や就学環境等が妨げられることを言います。
ソーシャル・ネット	交友関係を構築するWebサービスのひとつで、登録された利用者同
ワーキング・サービ	士が交流できる会員制サービスのことを言います。
ス (social network-	
ing service: SNS)	
(*11)	

## 【た行】

用語	説明
男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、
(*12)	自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会
	が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享
	受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と
	定義されています。また、性別を理由に不当に排除されてきた事柄への
	参加促進のため、性差別をなくし、様々な制度を整備する社会のことを
	言います。女性の職業への参加と、男性の家庭への参加を促す施策が主
	題となっていますが、女性への暴力の根絶や男女共同参画による地域社
	会の活性化等、あらゆる分野が対象になっています。
デートDV (*13)	DV(「ドメスティック・バイオレンス」を参照)のうち、婚姻関係の
	ないカップルの間で起こる暴力のことを言います。
ドメスティック・バ	配偶者や交際相手等、親しい関係にある者から受ける暴力のことを言
イオレンス	います。身体への暴力だけでなく、言葉や態度で相手を支配すること
(domestic violence:	も暴力に含まれます。
DV) (*14)	身体的暴力:なぐる、ける、たたく、物を投げつける、押さえつける
	などの行為を言います。
	性 的 暴 力:性行為を無理強いする、避妊に協力しない、ポルノビデ
	オを無理に見せるなどの行為を言います。
	精神的暴力:バカにする、おどす、何を言っても無視するなどの行為
	を言います。
	社会的暴力:つきあいを制限する、電話やメールをチェックするなど
	(社会的に隔離し、孤立させる行為) の行為を言います。
	経済的暴力:生活費を渡さない、仕事をさせない、収入を取り上げる
	などの行為を言います。

## 【な行】

用語	説明
二次的被害(*15)	被害者が被害後に周囲からの様々な言動によって、さらに傷つけられ
	ることを言います。

# 【は行】

用語	説明
配偶者からの暴力及	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備
び被害者の保護等に	し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とす
関する法律(DV防	る法律です。配偶者には婚姻の届け出をしていない「事実婚」を含み
止法) (*16)	ますが、2013(平成 25)年の改正により、生活の本拠を共にする交際
	相手もこの法律の保護の対象となりました。

配偶者暴力相談支援	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的として、相談や相談
センター (*17)	機関の紹介、カウンセリング、被害者等の安全の確保及び一時保護、
	被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用等の援助を行う
	機関です。
パープルリボン	女性に対する暴力根絶のシンボルとして用いられている、紫色のリボ
(*18)	ンです。着用することで、女性に対する暴力根絶へのさりげない支援
	や賛同を示すことができます。
兵庫県女性家庭セン	売春防止法第 34 条に基づき各都道府県に設置されている兵庫県の婦
ター (婦人相談所)	人相談所です。DV防止法の制定により、配偶者暴力相談支援センター
(*19)	機能を担う施設の一つとして位置づけられました。
保護命令制度(*20)	被害者から申し立てを受けた地方裁判所が、配偶者等からの身体に対
	する暴力により、被害者の生命または身体に重大な危害を受けるおそ
	れが大きいと認めたとき、当該配偶者等に保護命令を発令する制度で
	す。保護命令には、「被害者等への接近禁止命令、被害者への電話等禁
	止命令、退去命令があります。

## 【や行】

用語	説明
要保護児童対策地域	虐待を受けた児童だけでなく、非行児童、障がいを持つ児童等の要保
協議会 (*21)	護児童を早期発見・早期対応することを目的に設置された、市が運営
	する機関です。こども家庭センター(児童相談所)や警察、認定こど
	も園、学校等の関係機関が子どもや家庭に関する情報を共有して、支
	援内容を協議し、連携して支援しています。

### 加東市配偶者等暴力(DV)対策基本計画案

発行日 平成 年 月 発行 加東市 編集 加東市健康福祉部福祉総務課

〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地 TEL 0795-43-0408 FAX 0795-42-6862 URL http://www.city.kato.lg.jp